

復興の現状と課題

- I 被害状況の阪神・淡路大震災との比較
- II 復興 6 年間の実績と今後の方針
 - 1. 被災者支援
 - 2. 住まいとまちの復興
 - 3. 産業・生業の再生
 - 4. 福島の復興・再生
 - 5. その他の取組

平成 29 年 6 月



新たなステージ 復興・創生へ

I 被害状況の阪神・淡路大震災との比較

	阪神・淡路大震災	東日本大震災
発生日時	平成7年1月17日5:46	平成23年3月11日14:46
マグニチュード	7.3	9.0
地震型	直下型	海溝型
被災地	都市部中心	農林水産地域中心
震度6弱以上県数	1県 (兵庫)	8県 (宮城, 福島, 茨城, 栃木, 岩手, 群馬, 埼玉, 千葉)
津波	数十cmの津波の報告あり、被害なし	各地で大津波を観測(最大波 相馬9.3m以上, 宮古8.5m以上, 大船渡8.0m以上)
被害の特徴	建築物の倒壊。 長田区を中心に大規模火災が発生。	大津波により、沿岸部で甚大な被害が発生、多数の地区が壊滅。
死者 行方不明者	死者6,434名 行方不明者3名 (平成18年5月19日)	死者19,533名(※災害関連死を含む) 行方不明者2,585名 (平成29年3月1日現在)
住家被害 (全壊)	104,906	121,768 (平成29年3月1日現在)
災害救助法の適用	25市町(2府県)	241市区町村(10都県) (※)長野県北部を震源とする地震で適用された4市町村(2県)を含む
震度分布図 (震度4以上を表示)		<p>出典: 平成28年度版「防災白書」附属資料18 (一部数値は緊急災害対策本部公表資料 (平成29年3月8日時点)による)</p>

II 復興の現状と課題

1. 被災者支援

復興の進展に応じて生じる課題にきめ細やかに対応

- ① 避難者は、当初の47万人から10万人まで減少
- ② 介護サポート拠点や相談員の見守りなどにより、心身のケア、孤立を防止
- ③ 住宅・生活再建に関する相談支援や生きがいづくりのための「心の復興」、新たなコミュニティの形成等を支援

2. 住まいとまちの復興

住宅は工事のピーク。住宅の再建は平成30年度までに概ね完了

- ① 自主再建 13万戸が再建中又は再建済み
- ② 高台移転による宅地造成 計画戸数 1万9千戸
 - ・平成30年3月末までに 1万7千戸
- ③ 災害公営住宅 計画戸数 3万戸
 - ・平成30年3月末までに 2万9千戸

3. 産業・生業の再生

生産設備はほぼ復旧、観光振興や風評の払拭等を支援

- ① 被災3県の生産の水準は、ほぼ回復
農地では83%で作付け再開可能、水産加工施設は91%で業務再開
- ② 売上の回復は業種別にばらつき
水産加工業の販路拡大、インバウンドを中心とした観光振興、被災地企業の人材確保等を支援
福島県の農林水産業の再生に向け、風評の払拭を総合的に支援
様々な企業立地支援策の活用を広く呼び掛け、企業の新規立地・増設等を促進

4. 福島の復興・再生

順次、避難指示を解除。帰還に向けた環境を整備

- ① 帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示が解除
- ② 帰還に向けた取組 ⇒ 商店の再開などの生活環境整備、事業再開の支援
- ③ 長期避難者への取組 ⇒ 復興公営住宅の整備
- ④ 改正福島特措法 ⇒ 特定復興再生拠点区域の復興および再生の推進、官民合同チームの体制強化、「福島イノベーション・コスト構想」の推進、風評被害への対応を行う。

1. 被災者支援

避難の長期化に伴う心身のケアや住宅・生活再建の支援が課題

(1) 政策と成果

①避難者は、約47万人から約10万人まで減少（平成29年5月）
うちプレハブ型仮設住宅の入居者は、約3万人（平成29年4月）

②介護サポート拠点（104か所）や相談員などによる見守りにより、
心身のケア、孤立を防止



見守りによる心身のケア

(2) 課題と対策

①住宅再建を急ぎ、仮設住宅から移ってもらう

②復興の新たなステージに応じた切れ目のない支援

- ・引き続き、見守り・心身のケアへの支援
- ・コミュニティ形成支援、生きがいづくりのための「心の復興」
- ・住宅・生活再建に関する相談支援体制の整備



高齢者の生活を支える
仮設サポート拠点

2. 住まいとまちの復興

住宅は工事のピーク。住宅の再建は平成30年度までに概ね完了

(1) 政策と成果

① 住宅の再建

計画策定支援や加速化措置（用地取得手続き迅速化、労務単価引き上げ等）

○ 高台移転による宅地造成（計画戸数 約1.9万戸）

- ・ 約1.3万戸完成（平成29年4月末時点）
- ・ 平成30年3月に約1.7万戸完成見込み

○ 災害公営住宅（計画戸数 約3万户）

- ・ 約2.5万户完成（平成29年4月末時点）
- ・ 平成30年3月に約2.9万户完成見込み

○ 自主再建 約13万件 ※ 被災者生活再建支援金（加算支援金）支給済み件数

② 学校、病院施設の復旧は9割完了

③ がれき処理（避難指示区域を除く）、インフラの復旧は概ね完了

(2) 課題と対策

① 計画通りの住宅再建の進捗に向けた実務支援や、住宅の自力再建の支援

② 新たなまちでの交通網の形成、医療・介護提供体制の整備等

③ 発展基盤となる交通・物流網の整備（復興道路・復興支援道路等）

2. 住まいとまちの復興

—住まいの確保に関する事業の見通し—

- ①平成28年度までに37市町村において住まいの確保に関する事業が完了
- ②残り27市町村も、平成30年度までに概ね完了見込み

市町村ごとの進捗	H27	H28	H29	H30以降
	37市町村			
	洋野町、宮古市、多賀城市、福島市、新地町、 二本松市、大玉村、三春町、いわき市			
	山田町、釜石市、大船渡市、一関市、盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、奥州市、石巻市、 女川町、東松島市、塩竈市、七ヶ浜町、大槌町、陸前高田市、気仙沼市、名取市			
全体に対する割合 に計画戸数	H27	H28	H29	H30以降
高台移転	43%	69%	89%	100%
災害公営住宅	59%	83%	97%	100%

(原発被災地域を除く。一部調整中のものを除く。)

※「住まいの復興工程表」(平成29年3月末時点)による

3. 産業・生業の再生

生産設備はほぼ復旧、観光振興や風評の払拭等を支援

(1) 政策

- ①企業活動の再開と継続を支援するための取組
- ・無料仮設店舗の貸し出し
 - ・緊急融資・二重ローン対策
 - ・グループ補助金による施設や設備の復旧
 - ・企業立地の支援 等



シーパルピア女川(女川町)

(2) 成果

- ①3県の製造品出荷額等は震災前の水準まで回復
- ②津波被災農地は83%で営農再開可能、水産加工施設は91%で業務再開
- ③グループ補助金交付先企業の45%が、震災直前の売上水準まで回復
 - ・売上回復は建設業(8割)に対し、水産・食品加工業(3割)

(3) 課題と対策

- ①売上の回復は業種別にばらつきが見られるため、水産加工業の販路拡大、インバウンドを中心とした観光振興、被災地企業の人材確保等を支援
- ②福島県の農林水産業の再生に向け、風評の払拭を総合的に支援
- ③様々な企業立地支援策の活用を広く呼び掛け、企業の新規立地・増設等を促進



水産加工業の復興
(気仙沼市)

4. 福島の復興・再生

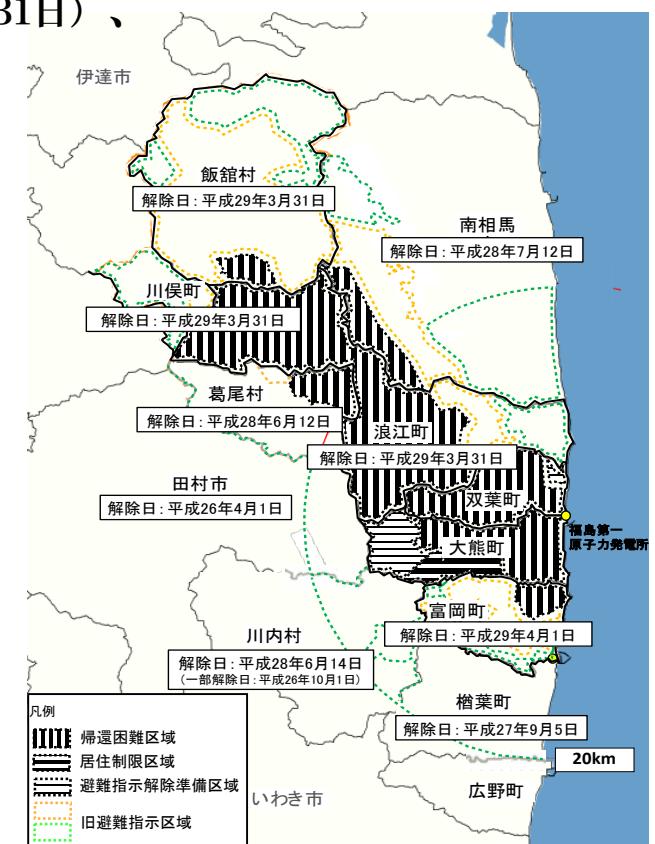
帰還に向けた環境整備と産業・生業の再生を進める

(1) 避難指示区域

- 田村市（平成26年4月）、楢葉町（平成27年9月）、葛尾村（一部）（平成28年6月）、川内村（平成26年10月・平成28年6月）、南相馬市（一部）（平成28年7月）、飯舘村（一部）、川俣町、浪江町（一部）（平成29年3月31日）、富岡町（一部）（平成29年4月1日）において、既に避難指示を解除済み
- 帰還困難区域に復興拠点を整備するための新たな制度の創設等を盛り込んだ、福島復興再生特別措置法が成立（平成29年5月12日）

(2) 帰還に向けた環境整備等

- 除染（概ね完了）、中間貯蔵施設の建設、インフラ復旧、生活関連サービスの再開
- 福島イノベーション・コスト構想や福島新エネ公社構想の推進



4. 福島の復興・再生

(3) 広域インフラの整備

- 常磐道4車線化に着手（いわき中央IC～広野IC、山元IC～岩沼IC）
- JR常磐線の2019年度末までの全線開通を目指す

(4) 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組

- 官民合同チームによる4,600を超える事業者（5月時点）の個別訪問・相談を受けて実情に応じた支援、営農再開に向けた支援

(5) 風評被害対策

- 原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース（平成29年2月）
 - 風評の払拭に向けた流通実態調査・対策の推進
 - 福島が自信をもって販売できる環境づくり
 - 対策の重点を大消費地等に



米の全袋検査



経済団体会合での情報発信



多言語化資料による情報発信
(英語、中国語(簡体・繁体)、韓国語)

4. 福島の復興・再生

－ 福島復興再生特措法の一部を改正する法律（概要）－

1 特定復興再生拠点区域の復興及び再生を推進するための計画制度の創設

- 市町村長は、帰還困難区域のうち、避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを目指す「特定復興再生拠点区域」の復興及び再生を推進するための計画を作成。内閣総理大臣の認定を受けた場合、計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施（費用は国の負担）すること等を可能とする。

2 官民合同チームの体制強化

- 官民合同チームの中核である（公社）福島相双復興推進機構を法律に位置付け、国の職員をその身分を保有したまま派遣できること等を可能とする。

3 「福島イノベーション・コスト構想」推進

- 「福島イノベーション・コスト構想」に係る取組を推進する区域や当該取組を法定の重点推進計画に記載し、中小企業の研究成果に係る特許料等の減免やロボット開発促進のための国有の試験研究施設の低廉使用を可能とする。

4 風評払拭への対応

- 福島県産農林水産物等の販売等の実態調査や当該調査に基づく指導・助言等の措置を講ずることを法律に位置付ける。

5. その他の取組

– 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた復興庁の取組 – 新たなステージ 復興・創生へ

(1) 概要

- 2020年の東京大会が、「復興五輪」として被災地の復興の後押しとなるよう、被災地と連携した取組を進める。
- 世界の注目が日本に集まる機会を捉え、復興を成し遂げた姿を世界に発信する。

※野球・ソフトボールは福島県(県営あづま球場)、サッカーは宮城県(宮城スタジアム)で開催

※2019年には、ラグビーワールドカップも岩手県釜石市で開催



オリンピックフラッグ到着歓迎式 ©東京都

(2) 当面の主な取組

関係機関と連携し、被災地と連携した取組を進める。

- ・被災地を駆け抜ける聖火リレーの実施
- ・被災地での大会イベントや事前キャンプの実施
- ・被災地でのホストタウン（大会参加国等との相互交流を図る自治体）の登録推進
- ・大会施設や選手村での被災地の食材、資材の使用の働きかけ
- ・「復興ポータルサイト」を開設し、復興情報に加え、東京大会に関する情報発信を強化



野球・ソフトボール(福島県での一部競技開催が決定)
©世界野球ソフトボール連盟 ©公益財団法人日本ソフトボール協会



サッカー(宮城県での一次リーグ開催が決定)
©東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会



「復興五輪」の推進に向けて、吉野大臣と小池都知事が会談(H29.5.31)



フラッグツアーセレモニー@大槻学園 (H29.2.17)